

## 葛飾区区民葬儀利用料助成金交付要綱

7 葛福福第 1229 号

令和 8 年 3 月 31 日

区 長 決 裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、特別区区民葬儀運営協議会が定める特別区区民葬儀実施要領（以下「要領」という。）4（3）に規定する区民葬儀券（以下「区民葬儀券」という。）のうち、祭壇券又は霊柩車券を利用する者が、次条に規定する指定火葬場（以下「指定火葬場」という。）を利用する際の経済的負担の軽減を図るため、葛飾区区民葬儀利用料助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(指定火葬場)

第 2 条 指定火葬場の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(助成対象者)

第 3 条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 令和 8 年 4 月 1 日以降に、死亡日において葛飾区の住民基本台帳に記録されていた者の火葬を指定火葬場で執り行い、他の公的制度の適用を受けず指定火葬場における最も低廉な火葬料金（以下「基準火葬料金」を負担した者
- (2) 令和 8 年 4 月 1 日以降に、特別区の区域外の住民基本台帳に記録されていた者の火葬を指定火葬場で執り行い、基準火葬料金を負担した者であつて、当該火葬を執り行った日において葛飾区の住民基本台帳に記録されていた者

(助成金の額)

第 4 条 助成金の額は、1 の死亡者に係る火葬につき、当該死亡者が大人の場合にあつては 27,000 円、満 6 歳以下の小人の場合にあつては 15,000 円とする。

(助成金の交付申請)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、火葬を執り行った日の翌日から起算して 2 年以内に、次に掲げる書類を葛飾区長（以下「区長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 葛飾区区民葬儀利用料助成金交付申請書兼請求書（第 1 号様式）
- (2) 区民葬儀取扱指定店（要領 5（4）の規定による指定を受けた葬儀店をいう。）が発行した葬儀代金の領収書の写しその他の区民葬儀券を利用したことが分かるもの

- (3) 指定火葬場が発行した火葬料の明細書兼領収書（宛名が申請者となっているものに限る。）の写し
- (4) 申請者の本人確認書類の写し
- (5) 振込金融機関名及び口座番号等が分かるもの
- (6) 死亡者が死亡日において特別区の区域外の住民基本台帳に登録されていたことが確認できる書類（第3条（2）に規定する場合に限る。）

（代理による申請及び受領）

第6条 助成対象者は、助成金の申請又は受領を第三者に委任することができる。この場合において、委任を受けた者が前条の規定により申請をするときは、前条各号に掲げる書類のほか、委任状（第2号様式）及び当該者の本人確認書類の写しを区長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定）

第7条 区長は、第5条の規定により申請があつた場合において、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは葛飾区区民葬儀利用料助成金交付決定通知書（第3号様式）により、助成金を交付しないことを決定したときは葛飾区区民葬儀利用料助成金不交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第8条 区長は、前条の規定により助成金の交付を決定したときは、申請月の翌月末日までに助成金を交付するものとする。

2 前項に規定する助成金の交付は、口座振替の方法により行うものとする。

（助成金の返還）

第9条 区長は、申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、助成金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付の全部又は一部を取り消したときは、その旨及び理由を記載した葛飾区区民葬儀利用料助成金交付決定取消通知書（第5号様式）により申請者へ通知するものとする。

3 区長は、第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて当該助成金の全部又は一部の返還を命じなければならない。

（報告及び調査）

第10条 区長は、必要があると認めるときは、助成金の交付を受けようとする者又は区民葬儀を取り扱った事業者及び指定火葬場に対し報告を求め、又は調査することができる。

(委任)

第 11 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、特別区の区民葬儀担当部長に協議の上、別に定める。

付 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

名称	位置
町屋斎場	荒川区町屋一丁目 23 番 4 号
落合斎場	新宿区上落合三丁目 34 番 12 号
代々幡斎場	渋谷区西原二丁目 42 番 1 号
四ツ木斎場	葛飾区白鳥二丁目 9 番 1 号
桐ヶ谷斎場	品川区西五反田五丁目 32 番 20 号
堀ノ内斎場	杉並区梅里一丁目 2 番 27 号